

APA 著作権 レポート

vol.01

index

- 特集1 写真盗用のカレンダーを輸入して販売—— 03
カレンダー写真無断使用事件
- 特集2 被写体決定の独自性も著作物の重要な要素—— 08
スイカ写真事件
- 連載 著作権相談 case1 福岡耕造氏の場合—— 16

APA著作権レポート発刊のごあいさつ

柳澤俊次 社団法人 日本広告写真家協会 知的所有権部部長

社団法人 日本広告写真家協会が会員向けに毎月の「著作権相談室」を開始したのは3年前の平成10年('98)になります。

今までに数々の相談が持ち込まれましたが、その内容は著作権を軽々しく扱い日本の先進性を疑いたくなるものや、新しい技術革新によってこれから増えることが予想されるものと多種にわたり、驚きと憤慨の連続でした。そして円満に解決したものや、苦汁をなめたものと事例も揃ってきました。

相談が持ち込まれる度に感じたのは、早くこの事実を皆さんに知らせたいということでした。いつ自分の身の上に起こっても不思議でないことばかりだったからです。しかし、著作権の問題は法的な解決に時間がかかります。いつの間にか時間が経ちましたが、やっといくつかの実例をみなさんにお知らせする『APA著作権レポート』を発刊できることになりました。

ここに収められた実例は、現代の日本や周辺諸国における写真の著作権の現状の一部ではありますが、対岸の火事とは言ってられない問題を含んでいます。私たちは写真を創作した時よりその作品の著作権を持った著作権者となりますが、正確な権

利意識をもち運用をしなければ絵に描いた餅も同然です。またせっかく保護された権利も、昨今の厳しい経済状況の日本では行使するのに少なからず勇気も必要でしょう。しかし、写真の著作権を有名無実にしないためには、私たちが自分で守る姿勢を持つことが重要であるばかりか、周囲の業界にも同じ意識が定着することが不可欠な条件です。まずは、著作権とは何かをよく知ることから始まります。この『APA著作権レポート』を熟読いただければ、どんな権利侵害があつて、どう解決されたのかわかると思います。自分が被害の当事者にならないためにも、既成の事実を知って予防に役立ててください。また侵害にあつたら泣き寝入りせずに声を張り上げてください。少しでも皆様のお役に立つことを願っています。

この『APA著作権レポート』は不定期刊行の予定ですが、必要に応じて編集してゆくつもりです。

最後に今回収録したものは、著作権の侵害に遇われた会員や担当弁護士の先生の熱意と知的所有権部のメンバーの努力に依つたものであることをお知らせしておきます。

発刊によせて 私と写真著作権

高村 規 社団法人 日本広告写真家協会会長

大学4年のとき、某出版社の嘱託として文士のポートレート撮影に従事していた時期があった。昭和32年('57)のことである。その頃、初めて著作権という聞きなれない言葉を耳にした。

当時、文学全集が大当たりしていた時代であり、印税という言葉も知った。やがて30歳代になってもその出版社から時折り「もうあの頃の君の撮った写真の著作権は切れているのだが、元気で活躍しているのだから使用料は今まで通り払う」といった電話がかかるようになった。聞いてみると、写真の著作権は当時公表後10年しかないということを知り唖然としたものだ。僕がこうして元気であるのに学生時代に撮影した写真には何の権限もなく、他人が、しかも営業目的であっても自由に使われても文句のひとつもいえないという現実を知ったのである。文学・音楽・美術分野は、すでに著作権保護期間は死後起算30年に制定されていた。先の出版社は実に良心的であり、必ず事前に了解をとり使用料も支払ってくれていた。

やがて昭和40年('65)になると不平等な扱いに目覚めた写真5団体(日本写真家協会、日本広告写真家協会(社)日本写真文化協会、全日本写真連盟、日本肖像写真家協会)が写真著作権法改正運動に乗り出した。全日本写真著作者同盟(渡辺義雄委員長)の誕生である。政府や政党への陳情、文教委員会での参考人発言と活発化し、街頭での署名運動なども行った。残念ながら当時のAPAはどちらかというところこの運動にあまり熱心ではなかったといえる。しかし徐々に運動は浸透し、暫定措置として

昭和42年('67)には公表後12年、昭和44年('69)に公表後13年、昭和45年('70)に公表後50年に延長されたのである。このとき、他の分野は死後起算50年になり、写真だけはまたもや差別の対象からはずされていなかったのである。しかしこの暫定延長によって、どれほど多くの写真家の作品がその生命を保つことができたか計りしれない。著作権という名の財産権でもあるこの法律は、運動に熱心な人にも非協力的な人でも受ける恩恵は皆平等である。写真が差別化されてきた理由はいろいろあるが、そのひとつに機械による二次的産物であるとの見方、また作品に作家名がない(一部にはあるが特に広告)との理由が大きい。APAが現在この著作権問題を意識し、大きな運動を展開したのはやはり法人化された以後のことといえる。啓蒙運動を全国展開し、知的所有権(著作権)意識を強固なものにした。日本写真著作権協会(旧・写真同盟)の運動でも中心的な役割を担っている。平成9年('97)の著作権法改正でついに他の芸術分野と同等の死後起算50年の権利を獲得した。

APAは著作権意識が希薄であるといわれた過去の見方は払拭された。APA会員に関わる最近の著作権裁判においても行動する協会に成長してきている。協会としては精神的な応援しかできず歯がゆい部分もあるが現状ではやむを得まい。過去の大きな著作権裁判、皆しかりである。今後の展開を考えると、知的所有権部の確たる存在は、複雑な社会組織の中にあって重要な位置を占めているのである。

写真盗用のカレンダーを輸入して販売

判例評釈 カレンダー写真無断使用事件

三戸岡耕二 弁護士

写真家山下道隆氏は70年代から子犬の写真を撮り続けてきた。カレンダー製作会社であるアキラカレンダーはその写真を使用して、1月ごとに1枚の写真を使用する体裁のカレンダーを平成元年から現在まで毎年製作し続けてきた。

一方、カレンダー製作販売会社である株式会社杉本カレンダーは、1日ごとに1枚の子犬の写真を使用する体裁のカレンダーを過去3年にわたり販売してきた。杉本カレンダーが販売してきたカレンダーに山下氏の撮影した子犬の写真が盗用されていたため、山下氏は杉本カレンダーに対し損害賠償を求め、裁判所によりこの請求が認められた。

事件の概要

1. アキラカレンダー(以下、A社という)が、平成元年から製作してきたカレンダー「Wan Wan Land」に掲載されていた山下道隆氏の写真が、杉本カレンダー(以下、S社という)らの製作販売に係るカレンダー「DOG FAMILY」「Little Family」に盗用されていることが判明し、山下氏は、平成11年12月にS社に対し、平成12年用カレンダーの販売中止および損害賠償請求の警告をした。S社は、すでに他の写真家から警告を受け、平成11年4月に平成12年用のカレンダーの販売を中止しており、また同カレンダーはS社が製作したものではなく、損害賠償にも応じられないとの回答をしてきた。

2. 当時は、S社がカレンダーのほとんどを製作し、印刷だけ、費用の安い韓国の印刷業者に印刷させていることも容易に推測でき、この場合、S社の製作者としての責任を追及することを考え、そのためには、韓国に行って韓国の製作者の実態を突き止める必要があるなどの検討が、APAの知的所有権部で真剣になされた。

後に訴訟において、S社は、問題のカレンダーは、当社が製作したものではないと主張し、立証を尽くしそのことが証明された。

3. 平成12年用の「DOG FAMILY」が平成11年4月に販売中止になっていることが判明した。しかし、S社が平成9年以降、「DOG FAMILY」を販売

カレンダー写真無断使用事件 時系列事実経過

年 月 日	出来事
平成 9.	杉本カレンダーは、平成10年用「DOG FAMILY」(盗用写真あり)を販売
10.	杉本カレンダーは、平成11年用「DOG FAMILY」(盗用写真15点)を販売
11. 4.	他の写真家からの警告により、杉本カレンダーは、平成12年用「DOG FAMILY」(盗用写真16点)販売を中止
11. 12.	山下道隆氏は、杉本カレンダーに対し平成12年用カレンダー販売中止と損害賠償請求の警告を発する
11. 12.	杉本カレンダーは、平成12年用カレンダー販売をすでに中止していると回答。損害賠償は拒否
12. 1. 18.	京都地方裁判所 提訴
12. 3. 30.	第一回弁論期日
12. 6. 12.	第二回弁論期日
12. 7. 13.	第三回弁論期日
12. 8. 28.	第四回弁論期日
12. 10. 26.	尋問期日(世瑠精版代表者、杉本カレンダー担当者尋問)
12. 10.	大阪地方裁判所での同一内容の訴訟で、杉本カレンダーの過失を認める判決ができる
12. 12. 4.	和解成立

してきたことは明らかであったが、これらの「DOG FAMILY」を入手できない状況であった。これらのカレンダーは、訴訟の中で裁判所を通じて提出させることにして、とにかく、平成12年用のカレンダーに対し、損害賠償請求訴訟を提起することにした。

訴訟中に、S社に提出を求めたところ、裁判所からの強い要請によりS社は、平成11年用の「DOG FAMILY」を提出した。案の定、この「DOG FAMILY」にも15点の写真の盗用が認められた。

4.そこで、問題は、S社が韓国のカレンダーメーカーである株式会社世礎精版(以下、S精版という)が製作した本件カレンダーを輸入する際に、同カレンダーに使用されている写真が盗用されたものであることを知りえなかったか否かということになった。

一方で、過失が認められない理由として、カレンダーは年間何千種類、何百万本という量で製作販売されており

盗用に気づくのはきわめて困難であることが、他方で、過失が認められる理由として、S社が、S精版とは十数年におよぶ取引があり、担当者は、韓国では盗用が日常茶飯事であるとの事情に知悉していること、カレンダー数が大量といっても問題がカレンダー業界という限られた世界での事であり、しかも、子犬の写真という限定された対象であること、盗用がなければ経費的に採算が合わないことなどがS社の過失を認定する際に比較考量された。

訴訟の経過

1.訴訟の経過は、次のとおりである。平成12年1月18日提訴し、第一回弁論期日が3月30日に京都地方裁判所で行われた。第二回以降の3回の裁判は、双方の代理人の事務所がともに東京にあったため、裁判所に出頭せず代理人は事務所において電話会議方式で行われた。10月26日の尋問期日にS精版の代表者およびS社の担当者

の尋問が行われ12月4日に和解成立した。

2.双方の主張は次のとおりである。

当方の主張

山下氏が訴状に基づき、S社および販売権を委譲された下茶邦男氏(以下、S社らという)に対し、慰謝料として各自150万円および弁護士費用として各自15万円の請求をした。

請求の理由は、次のとおりである。

山下氏が、長年撮り続けてきた子犬の写真を使用して、カレンダー製作会社であるA社は、平成元年から現在まで、月ごとに1枚の子犬の写真を使用する体裁のカレンダー「Wan Wan Land」を製作し、販売してきた。

一方、相手方であるS社らは、このカレンダーに掲載された山下氏の撮影にかかる子犬の写真16点を複製して、カレンダー「DOG FAMILY」「Little Family」を自ら製作したかあるいは第三者が製作したものを販売

左がアキラカレンダーの「Wan Wan Land」(オリジナル) 中が「Little Family」 右が「DOG FAMILY」



した。

S社らは「DOG FAMILY」「Little Family」を製作するにつき、盗用の事実を知って製作販売した故意があり、販売するにつき、このカレンダーが、他人の製作したカレンダーに掲載された写真を盗用していないか注意を払う義務があり、しかも、同カレンダーが「Wan Wan Land」に掲載された子犬の写真を盗用して作成されたものであることを容易に知りえたのにその事実を確認する注意を怠り製作販売した過失がある。

相手方の主張

S社らは、A社が「Wan Wan Land」を製作したことは認めるが、問題の写真が山下氏の撮影した写真かどうかは争う。

「DOG FAMILY」「Little Family」は、韓国のS精版が製作し、同社から輸入したものである。「DOG FAMILY」の平成12年用については、著作権侵害の情報を入手した受注段階で販売を

中止したため販売はしていない。

S社らは「DOG FAMILY」の販売に先立ち、A社に対し、そのカタログおよび現物見本を送付したがA社からは何らの異議ないし警告を受けなかった。したがって、「DOG FAMILY」が「Wan Wan Land」の写真を複製して作成されたものと認識することは不可能であり、過失はない。

S社らは、輸入に関し、著作権の侵害につき、下記理由により過失がなかった旨主張した。

カレンダー業界では、このような著作権侵害を防止するため、年2回全国と地方で製作カレンダーを持ち寄って相互に著作権侵害がないことを確認している。A社も参加し、当然、「DOG FAMILY」も見ているのに何らの異議をいっていない。

S精版とは10年前からの付き合いであり、販売に当たっては、著作権をクリアしているかどうか確認しており、本件以外に過去に著作権紛争が発生

したことは一度もない。

具体的訴訟の経過と解説

1 .訴訟において、「DOG FAMILY」は、S精版が製作し、S社が輸入したものであることが、立証された。

2 .一方、カタログから平成10年用「DOG FAMILY」にも盗用写真が掲載されていることが判明したため、山下氏は、相手方に対し、すでにS社が販売していた平成11年用「DOG FAMILY」の提出を強く求め、裁判所の強い勧告により同カレンダーが裁判所に提出された。平成11年用の「DOG FAMILY」にも盗用写真が15点掲載されていた。

3 .S精版の代表者は尋問で、(S精版が全責任を負うことがS社との間で合意ができているのか)韓国では、雑誌やカレンダーから写真を盗用することは日常茶飯事であると明言した。また

「DOG FAMILY」のアップ。1日ごとに1枚の写真を使用する体裁



S社の担当者の尋問により、過去10年以上も取り引きのあるS社の代表者がこの事実を知らないはずがないことおよびS社が主張する著作権侵害防止のための同業者の会合は、単に新製品の披露のための会合と思われること、1日ごとに1枚の写真を使用する体裁のカレンダーにしては、製作費が安価であることなどが認定され、当方の主張が認められることがほぼ確実となった。

4.この時期に大阪地方裁判所において、他の写真家によるS社に対する同一の内容の訴訟につき、S社の過失を認める判決が言い渡された。

5.裁判所はこの判決を承知しており、裁判所がS社らに対し和解の勧告をし、S社らが応じたため、当方に対しても強く和解を勧告し、双方が、和解勧告に応じ、S社が金100万円を支払う和解が成立した。

カレンダー写真無断使用事件 関係図



6.本件において、S社の販売したカレンダー「DOG FAMILY」の体裁が、1日ごとに子犬の写真を使用する体裁のカレンダーであり、365日分の写真が掲載されているうち、山下氏の16点の写真が盗用されているということで、財産的侵害を主張することが困難であったので、山下氏の精神的損害を構成して慰謝料の請求をした。

7.S社の輸入行為については、「国外で作成された海賊版の輸入行為などのように、輸入時に国内で作成したならば著作権法侵害となるであろう行為によって作成されたものを、国内で頒布する目的で輸入する場合」に該当し、著作権法113条1項1号(*1)により、S社に過失がある限り、損害賠償の責任を負わされる。

8.本件の下茶邦男氏は、S社から「DOG FAMILY」の販売権を受けて販売しようとしたものであり、著作権法113条1項2号(*2)により、「情を知って」すなわち、頒布につき故意が必要になる。

*1 著作権法113条1項1号...「国内において頒布する目的をもって、輸入のときにおいて国内で作成したとしたならば著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となるべき行為によって作成されたものを輸入する行為」

*2 著作権法113条1項2号...「著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為によって作成された物(前号の輸入に係る物を含む。)を情を知って頒布し、又は頒布の目的をもって所持する行為」



執筆者プロフィール

三戸岡耕二。昭和19年生まれ。中央大学法学部卒業。日弁連業務対策委員会副委員長、第一東京弁護士会仲裁運営委員会副委員長、日弁連法律相談事業委員会副委員長、東京家庭裁判所参調会副会長、日本調停委員連合会副委員長、法制審議会幹事などを歴任。現在、法律事務所三戸岡法律事務所主宰、経済問題を主に手がける知的財産権(特許)問題の経験も豊富。APA知的所有権部著作権相談室担当弁護士としても活躍。

本当だろうか.....?

山下道隆 (APA正会員) フォトスクエアペーパー



今回の事件では、APAのご尽力により喜ばしい解決は見たものの、正直なところ、全面的にすっきりとしたとはいえない。その原因はカレンダー業界の複雑な構造にある。

ご承知のとおり、祝日や記念日といったものは国によって異なっている。それらを表記にしたカレンダーは、それぞれの国内で制作・印刷するのが本来である(コスト面で外国で印刷するといったケースも考えられるが、制作は国内ですべきと思う)。今回の例では、原稿の制作から印刷まですべて韓国の会社が行っており、日本のカレンダー制作会社は永年の取り引きの信頼をもってオーダーしたとしている。したがって無断使用したのはこの韓国の会社であり、著作権がクリアされているかどうか、十分に問い合わせた上での購入(輸入)であり、侵害についてはまったく分からなかった、としている。

本当だろうか.....。

韓国の制作会社、株式会社世璵精版

の代表理事 辺相右氏によれば「当社の営業社員が、日本の雑誌や印刷物から勝手にコピーした」と、一見正直に述べているが、無断使用されているのは、あまり大きなバックのない我々のような個人カメラマンの作品ばかりで、明らかに意図的な選択性を感じる(もしそうであれば、この社員の調査力はたいしたものだ。国際的な調査会社でも興せば大成功するだろう)しかもこの相手は、日本の裁判権の及ばない外国の会社のため、そうであったかどうかまで追及できなかったところに今回の悔しさがある。日本の制作会社も、「実は外国の会社が制作・印刷したものを輸入したので、内容のチェックはしたものの、そこまで分からなかった」といった逃げは二度と繰り返してほしくない。

今回、無断使用のあったカレンダーは、すべて販売価格が安くなかった、と聞く。それほどの上物なら、消費者のためにも堂々と国内で制作・印刷してほ

しいものだ。

もうひとつ、今回の一件のなかに許しがたいことがある。株式会社杉本カレンダー(韓国へ発注した日本のカレンダー会社)代表取締役 神崎橙一郎氏の供述のなかに、韓国世璵精版へ発注したカレンダーの表紙に「どちらからともなく、PRINTED IN JAPAN と印刷する悪しき風習が生まれた」とする一節があった。実際これは数年間実行されている。日本の印刷業界の名を無断使用し、消費者を数年にわたり欺いてきたのだ。印刷業界と消費者が訴訟を起こせば、どう弁明するのか。著作権侵害を逃れるため、取り引きのあった韓国の親しい会社が制作・印刷したことにし、かつ、この悪しき風習が生まれたことにした。印刷は表記どおり日本で行っている、とでもいうつもりなのか。いずれにせよ許せることではない。カレンダー業界の大反省とすっきりした改革を望みたい。



東アジアの各国著作権事情を語る

JPSで国際シンポジウム

小杉俊幸 APA知的所有権部著作権関係団体担当委員

社団法人 日本写真家協会主催による、国際シンポジウム「21世紀の写真事情と著作権を語る」が平成13年('01)9月28日、東京都写真美術館で開催された。パネリストは、韓国から金升坤 国立順天大学校客員教授(キム スン コン 季刊『写真批評』主

幹)台湾から楊孟哲 国立台北師範学院美術教育学科副教授(ヤン モウ チャ 評論家)日本からは桑原史成 日本写真家協会常務理事(写真家)の3氏で、各国の著作権事情、写真の歴史などが主な話題だった。

特に興味を引いたのは、韓国の著作権

保護期間が作者の死後50年に改正されたのが1987年で日本より10年早かった事情や、ドキュメンタリー写真の発展が遅れた歴史的背景などだ。また台湾では、過去に有線放送が他国の放送電波を公然と配信していたとのことだ。

会場では、各国の特色ある著作権土壌が熱くバトルトークされた。



被写体決定の独自性も著作物の重要な要素

スイカ写真事件(著作権侵害差止等請求事件・同控訴事件解説)

三戸岡耕二 弁護士

ある写真家が、著名な食品および料理写真の専門家が創作した写真を模倣して類似の写真を撮影し、フォトライブラリーが、その写真をカタログに掲載して発行した。この行為が、著名写真家の有する著作人格権(同一性保持権)を侵害したとして、模倣した写真家とフォトライブラリーの両名に対し慰謝料として金100万円の損害賠償と、フォトライブラリーに対しこの写真を掲載したカタログの今後の頒布の差止めを命じた事件である。

事件の経過

1.食品および料理写真の専門家である黄建勲氏が、雑誌『きょうの料理』(日本放送出版協会発行 昭和61年)の特集に、真夏を彷彿とさせる「みずみずしい西瓜」という題名のスイカの写真(以下、A写真という)を撮影し掲載した。

2.真夏の特集号は7月に発行するものであり、撮影に最盛期のスイカを使用しなければならないため、撮影は前年の夏に撮影された。黄氏は、この写真の撮影にあたって入念に準備をし、被写体のイメージは何度も絵コンテにより確かめられ、材料となるスイカは千葉の野菜市場にあらかじめ予約しておき、撮影当日に入荷したものをスタジオに搬入するなどの配慮をした。撮影は、被写体のスイカの鮮度を確保するため、まるで、外科医が手術を執

刀するようにあらかじめスタッフと綿密に決めた手順に従って、手際よく短時間に撮影された。

3.黄氏のA写真は、このような万全の準備に支えられた撮影の結果、創作された。このA写真は、平成4年に黄氏の写真集『黄建勲の旬菜果』(誠文堂新光社発行 平成4年)に転載された。

4.平成5年2月札幌の有限会社さっぽろフォトライブ(以下、S社という)の経営者である磯野恵美子氏(以下、I氏という)が、黄氏の写真をフォトライブラリーの営業に使用するため上京し黄氏に契約の締結を申し入れた。この委託契約の交渉中、I氏は、黄氏の写真の理解を深めるために、黄氏の写真集『黄建勲の旬菜果』を購入した。I氏が、この写真集を購入した5カ月後の8月18日に、写真家湯野昇氏(以下、Y氏という)は実家の旭川のスイカ畑で、スイカの写真(以下、B写真という)を撮影した。

5.それから5年が経過し、黄氏は、I氏からフォトライブに関する連絡が途絶えていたので、委託契約を解約して、預けてある写真を返還してもらおうと、I氏に電話をかけてフォトライブラリーの経営状態を尋ねた。I氏は、ちょうど作成したカタログを贈呈するといふ。平成10年11月16日カタログ2冊を黄氏に郵送してきた。

6.黄氏がカタログを見ると、一瞬自分の写真と思われるスイカの写真が掲載されていた。しかし、それは黄氏の写真ではなく、きわめて酷似した他人の撮影した写真であった。黄氏は、11月19日I氏に対し、自分のA写真とこのカタログに掲載されたB写真の両方をコピーして説明文をつけてファックスで送信し、このカタログのB写真の撮影者は誰かを尋ねた。I氏は翌20日の午前中に黄氏に電話をしてきて、「知らなかったこととはいえ、申し訳ない」との謝罪をした。そして、同日午後には、Y氏からも出張先から、黄氏に電話がきて、「先生の写真を見て感動し、参考にした」と説明した。

しかし、4日後の24日に、Y氏は、黄氏の留守に黄氏の女性秘書に「あの写真は自分のオリジナルであり、黄氏の写真はまったく見ていない」との電話をしてきた。その直後にI氏から「再度、Y氏に確認したところ、Y氏は、あの写真は旭川のスイカ畑で撮影したもので、黄氏の写真を参考にしたものではないとの事であった」との手紙が郵送されていた。黄氏は、かけがえのない自分の写真の著作権を守るため、あえて困難が予想される訴訟に踏み切った。

裁判の経過

1.APA知的所有権部に黄氏から相談が持ち込まれたのが平成10年(98)11月24日であった。同日、知的所有権部の写真家である部員に黄氏のA写

真とY氏のB写真を対比し、両写真が類似しているかどうか、B写真はA写真を参考にしなくとも撮影が可能か否かを判断してもらった。長時間の協議の末、部員全員一致の意見で、B写真は、A写真を参考にしなければ、撮影は不可能である。また、両写真は類似しているとの結論に達した。

2 .早速。当職が黄氏の代理人として催告書を送付したが、拒否回答がなされたので提訴することにし、数回の打ち合わせの末、訴状を作成し。平成11年4月23日に東京地方裁判所に提訴した。

3 .第一回弁論期日が、同年6月7日に開催された。東京地裁では、裁判官3人の合議事件となったが、第二回期日から、最も若い裁判官のもと、以後2回の双方の主張を調整するための準備期日が開催された。

4 .弁論準備期日の最終日に、弁論準備を終了し、裁判長裁判官が参加し、同室で直ちに通常の口頭弁論期日を開催し、裁判長が弁論の終結と次回

期日に判決を言い渡す旨宣告した。当職としては、多数の写真専門家から異口同音にB写真はA写真を参考にしなければ撮影が不可能、すなわち、明らかに模倣したものであるとの意見を聞いていたので、強くY氏の尋問を求めたが、裁判長は、Y氏の尋問は必要なしと判断し、次回期日に判決を言い渡すと繰り返し、結局、審理を終結させた。平成11年12月15日原告の請求を棄却する旨の判決が言い渡された。

5 .黄氏は、この判決を不服として早速同年12月31日に控訴を提訴した。控訴審第一回弁論期日が平成12年4月4日に開催され、同年5月16日の第二回弁論期日に裁判官3人の合議体のうちの裁判長が、弁論の終結を宣告した。当職は、Y氏の尋問を強く求めた。裁判長は、訴訟の進行につき合議するとして、別室に退席し、異例のことと思われるが、20分の長きにわたる合議の末、Y氏の尋問は必要なしとの判断をし、次回期日平成12年7月11日に判決を言い渡す旨宣告した。

6 .Y氏の尋問が認められない以上、判

決の結果が控訴棄却で敗訴となることは明白で、黄氏と当職は絶望感に襲われた。裁判所がいずれの判断に立つとしても、当事者の主張に誠実に対応し、当事者に判決を納得させないのであれば、裁判所はやがて国民の信頼を失うことになると、日本の裁判所の不誠実な態度に怒りをぶつけて、黄氏と長い議論を繰り返していた。

7 .ところが、判決言い渡し期日のわずか5日前の7月6日にいったん終結した弁論を再開し、来る9月12日に弁論を再開するので、当事者双方は、Y氏がB写真を撮影するのにA写真に依拠したか否かにつき、それぞれ主張するようにとの裁判長からの説明求める書面(期日外求釈明)が送信されてきた。判決期日に判決が下されれば、控訴棄却であることは間違いなく、事実上敗訴が確定すると考えていたので、この説明求める書面は土壇場でまさに首の皮一枚で難を逃れたという心境であった。当職は、この書面は、裁判長が、黄氏の写真撮影に対する真摯な態度に応えるべく、敬意を表したものであると理解した。

スイカ写真事件 時系列事実経過

年月日	出来事	年月日	出来事
昭和59. 7.	黄建勲氏「みずみずしい西瓜」(A写真)撮影	平成11. 7. 27	第二回口頭弁論準備期日
61. 7.	A写真を『きょうの料理』(日本放送出版協会発行)7月号に掲載	11. 9. 6	第三回口頭弁論準備期日
平成 4.10.	A写真を『黄建勲の旬菜果』(誠文堂新光社発行)に転載	11.12.15	第四回判決言渡期日 請求棄却 敗訴
5. 2.	有限会社さっぽろフォトライブ磯野恵美子氏が黄氏のスタジオを来訪	11.12.31	東京高等裁判所 提訴
5. 3.	磯野氏『黄建勲の旬菜果』購入	12. 4. 4	第一回口頭弁論期日
6.10.	委託契約締結	12. 5. 16	第二回口頭弁論期日(判決予定期日7月11日)
5. 8. 18	湯野昇氏旭川にてB写真撮影	12. 7. 6	期日外求釈明
10.11.	黄氏、磯野氏に電話連絡	12. 9. 12	第三回口頭弁論期日(再開期日)
10.11.16	送付カタログ受領	12.10.10	第四回口頭弁論期日
10.11.19	黄氏、磯野氏宛に抗議のファックス送信	12.12. 5	第五回証拠調期日(黄氏尋問)
10.11.20	磯野氏が黄氏宛に謝罪の電話。湯野氏が黄氏宛に謝罪の電話	13. 1. 26	第六回証拠調期日(磯野氏尋問)
10.11.24	湯野氏が黄氏宛に翻意の電話	13. 2. 23	第七回証拠調期日(湯野氏尋問)
10.11.24	APA知的所有権部、黄氏相談事件対策会議を設ける	13. 4. 5	第八回口頭弁論期日
10.12.	黄氏代理人、湯野氏およびさっぽろフォトライブ宛催告書送付	13. 5. 31	第九回判決言渡期日(延期)
11. 4. 23	東京地方裁判所 提訴	13. 6. 21	第十回判決言渡期日 請求認容 勝訴
11. 6. 7	第一回口頭弁論期日	13 .7.	最高裁判所 上告

8. 9月12日の弁論期日再開後、双方の主張が整理された後、12月5日に黄氏の尋問がなされ、翌平成13年1月26日には氏、2月23日には当方が切望していたY氏の尋問が行われた。

9. Y氏は、一貫して、B写真は旭川のスイカ畑において「一瞬の閃き」により撮影したものと主張していた。しかし、Y氏の尋問において、知的所有権部の部員から当職が教えられた撮影に関する知識をもって、Y氏の主張する個々の事実の矛盾を明らかにして、「一瞬の閃き」によってはA写真を撮影できないことを解き明かしていく様子は、推理小説にも似て、まさに本件訴訟の圧巻であった。平成13年6月21日東京高裁において念願の「控訴人の請求認容」の判決が下された。本件は、現在、最高裁判所において上告事件として審理中である。

原告・被告の主張

1. 原告の主張

事案はさわめて単純であり、黄氏はその訴状においてY氏が黄氏のA写真を模倣してB写真を撮影し、S社がその写真をカタログに掲載して頒布した。これら一連の行為は、黄氏がA写真に対し有する著作権を侵害したものである。したがって、Y氏とS社は、黄氏に対し金500万円を支払い、S社は、カタログを回収し、今後の発行・頒布を禁止し、『APA NEWS』に謝罪文を掲載することを求めた。

本件訴訟の争点は、)写真著作物と被写体、)類似性、)依拠の3点である。

)写真著作物と被写体
写真著作権も著作権である以上、思想や感情が表現されたものである著作物に与えられる権利であるところ、撮影により表現されたものが著作物として保護されるものであるから、当然、被写体に独自性がある場合は、この被写体の独自性もまた重要な著作物を

構成する一要素としなければならない。この点、従来の判例が、写真著作権に関して、この被写体を軽視ないし無視し、もっぱら写真の著作権は写真撮影技術により創作されるものであるとして写真撮影技術を極端に過大評価していることは誤りであると主張した。

)類似性

被写体の独自性を含め写真撮影技術においても類似していることを詳細に主張した。写真撮影においても制作意図を明確にもって撮影するときは、決して類似しないものであることも詳細に主張した。

)依拠

黄氏のA写真の撮影の経緯からして、Y氏が主張するように、B写真が「一瞬の閃き」による撮影によってはできず、A写真に依拠していることを主張した。

2. 被告Y氏の主張

Y氏は、写真著作権は、撮影時刻、露

A写真 原告の写真家黄建勳氏撮影の「みずみずしい西瓜」(裁判資料より)



光、陰影のつけ方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法などの写真技術により創作されるものであるから、被写体は著作物を構成せず、被写体が類似していても著作権の侵害にはならないと主張した。

3. 被告S社の主張

S社は、Y氏のB写真が、黄氏のA写真の著作権の侵害にならない以上、B写真をカタログに掲載したことにつき過失はなく責任はないと主張した。

東京地裁の判断

1. 写真著作物と被写体について、東京地裁の判決は、次の通り判示する。「ところで、写真技術を応用して制作した作品については、被写体の選択、組合せ及び配置などが共通するときには、写真の性質上、同一ないし類似する印象を与える作品が生ずることになる。しかし、写真に創作性が付与されるゆえんは、被写体の独自性によってではなく、撮影や現像等における独

自の工夫によって創作的な表現が生じ得ることによるものであるから、いずれもが写真の著作物である二つの作品が、類似するかどうかを検討するに当たっては、特段の事情がない限り、被写体の選択、組合せ及び配置が共通するか否かではなく、撮影時刻、露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法等において工夫を凝らしたことによる創造的な表現部分、すなわち本質的特徴部分が共通するか否かを考慮して、判断する必要があるというべきである。」

また、「確かに、原告写真(筆者註、A写真)と被告写真(同、B写真)とは、中央前面に、大型のスイカを横長に配置し、その上に薄く切ったスイカを六切れ並べたこと、その後方に楕円球及び真球状のスイカを配置したこと、緑色をした丸いスイカと扇形に切った赤いスイカとの対比を強調していること等において、アイデアの点で共通する。しかし、右共通点は、いずれも、被写体の選択、配置上の工夫にすぎず、右の

素材の選択、配置上の工夫は、写真の著作物である原告写真の創作性を基礎付けるに足りる本質的特徴部分とはいえない(原告が撮影するに当たりさまざまな工夫を凝らした撮影時刻の決定、露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法等によって生じた創作的な表現部分こそが、原告写真の特徴的部分であるということができ、この点で両者が異なることは[一部省略]明らかである)」とし、結局、B写真はA写真と類似しておらず、著作権の侵害にならないとの判断をした。

2. またY氏がB写真を撮影するのに、A写真に依拠したか否かの点については、論理的にB写真がA写真に類似しておらず、A写真の著作権を侵害していない以上、Y氏がB写真を撮影するのに、A写真に依拠したか否かは判断する必要がないとの理由でまったく触れていない。

B写真 写真家 湯浅昇氏撮影の作品(裁判資料より)



東京高裁の判断

1 .写真著作物と被写体について、東京高裁は次の通り判示する。

「写真著作物において、例えば、景色、人物等、現存する物が被写体となっている場合の多くにおけるように、被写体自体に格別の独自性が認められないときは、創作的表現は、撮影や現像等における独自の工夫によってしか生じ得ないことになるから、写真著作物が類似するかどうかを検討するに当たっては、被写体に関する要素が共通するか否かはほとんどあるいは全く問題にならず、事実上、撮影時刻、露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法等において工夫を凝らしたことによる創造的な表現部分が共通するか否かのみを考慮して判断することになる。」しかしながら、被写体の決定自体について、すなわち、撮影の対象物の選択、組合せ、配置等において創作的な表現がなされ、それに著作権法上の保護に値する独自性が与えられることは、十分あり得ることであり、その場合には、被写体の決定自体における、創作的な表現

部分に共通するところがあるか否かも考慮しなければならないことは、当然である。」この点について、被控訴人会社(筆者註、S社)は、写真については、事実上、同一のものでない限り著作人格権あるいは著作権の侵害とはならないというべきであると主張し、写真業界においては、これが定説であるという。しかし、被控訴人会社の主張は、写真の著作物については、著作権法の規定を無視せよというに等しいものであり、採用できない。」と明確に判示している。

2 .類似性および依拠について、東京高裁は、次のとおり判示する。

表現の類似性について、使用する素材の比較、被写体の配列、組合せおよび配置の構図に関し、A写真とB写真を対比して、両者の類似性を認定する。

Y氏は、依拠に関し、A写真のような構想ないし構図は、写真家であれば定石の範囲と主張するが、この主張に対しY氏が全く立証していないこと、また、I氏が『黄建勳の旬菜果』を購入5カ月後にY氏が撮影しており、A写真

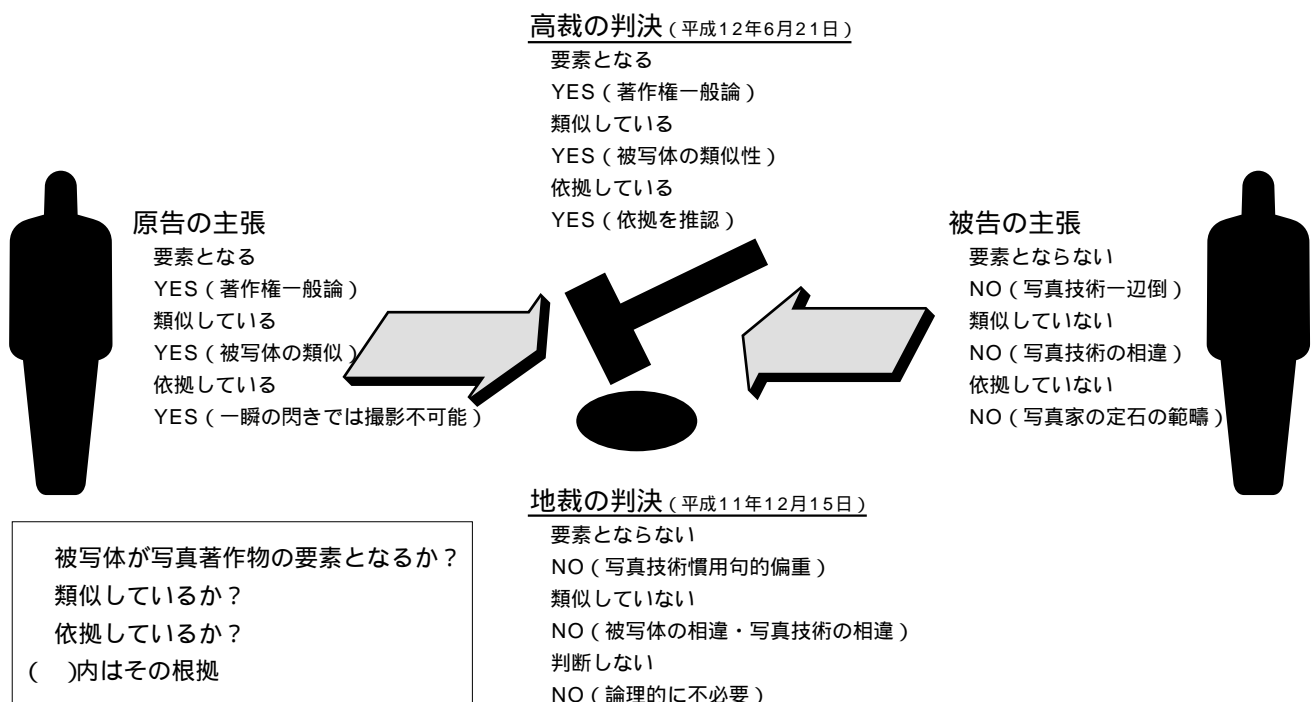
に依拠することが物理的に可能であったこと、そして、Y氏が平成10年11月20日に依拠を認める電話をしたか否かについて、Y氏が「先生の写真に感動し、参考にした」との言動をしたと認め、さらに、決定的に、B写真の楕円球のスイカ様のもは、冬瓜であり、Y氏が、冬瓜をスイカに見せかけて加えざるを得なかった何らかの必要があったことを強くうかがわせると認定し、結論として、依拠につき、次のように判示する。

「以上の認定を総合すると、被控訴人湯野は、本件写真(筆者註、A写真)に依拠して被控訴人写真(同、B写真)を撮影したと認められ、かつ、被控訴人湯野は本件写真に依拠しない限り、到底、被控訴人写真を撮影することはできなかったものと認められる。」

3 .Y氏の侵害行為について

両写真の相違点について、B写真はA写真の表現の一部を欠いているが、A写真を改悪したか、あるいは、A写真に、些細な、格別に意味のない相違を付与したか、という程度のものにすぎ

スイカ写真事件 双方の主張と判決のポイント



ないのであり、しかも、これらの相違点はそこからY氏の思想または感情を読み取ることができるようなものではない。

Y氏は侵害したB写真のデュープフィルム(写真原稿)をさS氏に預け、I氏と打ち合わせて、カタログに掲載し、これを頒布したことも含めて、これらの行為全体が、一体として、故意による同一性保持権侵害の不法行為を構成するものというべきであるとする。

4 .S社の侵害行為について

S社は、預かっているデュープフィルムを有償で第三者に貸し出し、デュープフィルムのもととなる写真を使用させるのであるから、そのデュープフィルム貸し出しによって著作者人格権侵害が発生しないように細心の注意を払うべき義務があったものと言うべきである。I氏は少なくともB写真が『黄建勲の旬菜果』に掲載されているA写真に類似していることを認識しえたはずであり、それにもかかわらず、カタログにB写真を掲載したのであるから、S社の同行為が上記義務に違反することは明らかというべきである。

解説

1 .本件判決で、コピーする権利である複製権が類似するものを創作する翻案権かの判断が示されなかったことについて

本件においては、黄氏の写真集『黄建勲の旬菜果』の売上利益が、Y氏のB写真が掲載されたS社のカタログ発行により侵害されたとは認められなかったため、黄氏が経済的損害を被ったことを理由とする財産権としての著作権侵害による損害賠償は請求しなかった。著作者固有の権利である著作者人格権のうちの無断で改変されないという同一性保持権の侵害による精神的損害賠償としての慰謝料請求のみを求めた。このため、裁判所も財産権としての著作権侵害の具体的権利

内容が、複製権であるのか、翻案権であるのかを判断しなかった。

黄氏の著作権の侵害の具体的権利は、翻案権と考える。通常、写真著作権において複製権侵害は、A写真をコピーした場合に適用されるものであり、本件のB写真は、A写真をコピーしたのではなく、A写真の被写体を模倣して撮影したものであるからである。著作者人格権の侵害については、著作者人格権のうち同一性保持権の侵害と法律構成した。同一性保持権とは、他人により自己の著作物がみだりに改変されない権利である。

2 .本件でもアイデアが著作権として保護されるものではないことについて
本件は、写真著作物において被写体が独自性を有するときは、著作物の重要な要素となることを明示したものであるが、このことと、A写真の被写体における素材の選択、組み合わせ、配置等のアイデアが、著作権法により保護されたのではないことを確認しておく必要がある。著作権法は、著作物として表現された著作者の思想または感情を保護するものであり、あくまでも、表現されている著作物そのものを保護するものである。たとえば、本件において、黄色いスイカを用いてA写真と類似の写真を撮影したとしても、おそらくそれは著作権の侵害にはならないと思われる。赤いスイカと黄色いスイカでは、表現が相違しすぎ両者の写真から受ける印象が全く異なるからである。このことから横長のスイカを半分に切って皿代わりにし、その上に三角形に切った6片のスイカを載せるというアイデアが保護されているのではないことが判る。

3 .S社経営者に頒布に関する著作権法113条1項2号(*1)の適用がないことについて

S社経営者が、写真家からデュープフィルム(写真原稿)を預かって、自己が

発行するカタログに掲載する行為は、S社自身が、カタログに写真を掲載し発行した当の本人であって、著作物がいったん流通過程におかれた後、それをさらに転売・貸与するものではないから、S社の行為は著作権法113条1項2号にいう「頒布」の問題とはならない。したがって、同条項にある「情を知って」との要件は、S社の責任を問う上で考慮する必要はないとの判断が示された。

*1 著作権法113条1項2号...「著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為によって作成された物(前号の輸入に係る物を含む。)を情を知って頒布し、又は頒布の目的をもって所持する行為」



<映像創作の空似> それはあり得ない

黄(田)建勲 (APA正会員) (有)フォトニーアソシエイツ



撮影 木村恵一

平成10年('98)11月16日のことであつた。北海道からレンタルフォトの真新しいカタログ2冊が宅急便で送られてきた。バラバラと頁をめくってみると、125頁の中央部分に西瓜の写真が小さく掲載されていた。十数年前に私が発表した写真ではないかと一瞬思った。私の写真は「みずみずしい西瓜」と題されたもので、日本放送出版協会発刊の雑誌『きょうの料理』昭和61('86)年7月号に見開き使用されたのち、平成4年('92)誠文堂新光社より発刊された『黄 建勲の「旬菜果」』に収録されている。

そのカタログに掲載された写真は、要するに私のアイデアの重要な部分を裏返しただけの垂流シロモノの代物である。カメラマンは北海道枝幸郡でひかり写真館を営む湯野昇氏(以下、Y氏という)であつた。

両者の間には第三の女性が介在していた。レンタルフォトライブラリー「さっぽろフォトライブ」の代表 磯野恵美子氏(以下、I氏という)だ。彼女と私との間には平成5年('93)5月28日に契約内容について同意し、6月10日に写真委託契約が結ばれている。さらにさかのぼること3カ月、私の作風を理解してもらうために『黄 建勲の「旬菜果」』1冊を購入してもらい、「みずみずしい西瓜」についても私自身から彼女に説明をしていた。

平成10年('98)11月20日、私はI氏に、カタログに掲載されているY氏の写真が私の作品に酷似していると電

話で抗議した。その後Y氏は、旭川の自家の畑で私の写真を参考にして撮影したと電話で認めた。I氏も手紙で掲載の責任を謝罪している。だが11月24日朝の電話で、Y氏は一転して盗作を否定。25日に到着した手紙ではI氏も自分の非を否定する。この不思議な言動は、I氏・Y氏側に弁護士が参加したことを暗示している。これ以上論争することは無駄と判断して、私はAPA知的所有権部および相談室担当弁護士の三戸岡耕二氏に著作権侵害の相談をした。これが本件の発生経過である。

<映像創作の空似>など、盗作、あるいは、改変しない限りあり得ない。

「一撮一念」をモットーとして、私は一枚の映像を創作する。常に「合目的」そのものである。私の映像づくりは、

その中に物語性(風物詩)を極度に集約する 被写体の内容に充分な理論づけをしたうえで原案をまとめ、それをさらにイラスト化して提示するようにしている。雑誌『きょうの料理』の見開き企画は「旬の履歴書」がテーマであるため、それぞれの写真は発表の1年前に私のスタジオで撮影されている。もちろん生き生きとした一瞬を撮るためである。旬に採れた野菜・果物の顔はすばらしい。演劇の主役の表情と同じで輝いている。的確な食視化は食指化につながるものと私は信じている。東京地裁、東京高裁の係争中、原告・被告双方は写真の印刷物を複写して証拠とし、陳述、口頭弁論を繰り返して

いた。本件は写真映像著作権侵害についての訴訟事件であるため、できれば写真光学、映像審美学の立場からも判断されたら私は希望したが、受け入れられなかった。今後このような訴訟が発生した場合、光学的物的証拠として原画(ポジまたはネガ)を法廷に提出することが望ましいのではないかと思う。文書、口頭での議論は^{エンドレス}水掛け論に終わりがちであるからだ。係争時間を縮小するに役立つものと考ええる。

また、このような著作権侵害を防止する手立てとして、写真を公表する際に著作権者を表す©copy right印を印刷物に明記することを薦める。また、写真の内容が充分な審美性のある創造性で構成されているものについては、所属する協会に有料で登録するなどのシステム作りも検討されてよいのではないか。

そして、作品が法廷で比較される場合、相違点と酷似点とが常に言及される。したがって、原作の哲学、作風などを理解しやすくするための翻案権の拡大解釈の基準を決めることが望ましい。もちろん盗作によって自己の利益が侵害された場合は訴訟の対象になる。その際は早急にAPA知的所有権部と相談室担当弁護士である三戸岡耕二氏に依頼すべきである。訴訟には時間と金銭を要する。著作権法、同一性保持権、翻案権などをもう一度研究することがこれからの侵害防止に役立つと思う。



写真における知的所有権制度

柳澤俊次 APA知的所有権部部長

知的所有権とは、人間のすべての知的な創作物を保護するための法制度で、産業の振興を目的とした「工業所有権制度」と、創作した著作者を保護する「著作権制度」で成り立っている。著作権制度には「著作権」と「著作隣接権」の2種類の権利があるが、写真家に密接なのは著作者を保護する著作権だ。「著作者」とは著作物を創作した者であり、日本では登録などの必要はなく、自動的に発生する。「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの」と著作権法の第2条に謳われて

いるのが著作物の基本的な定義だ。著作者の権利には「人格権」と「財産権」があり、写真に関する権利はこの中に含まれている。「著作者人格権」は著作者固有の権利で、他人に譲渡することはできないし、死後においても一定程度で保護される。人格権としては未公表の著作物を公表する決定権を持つ「公表権」、著作物の発行時にどのような著作者名を表示するかを決定権を持つ「氏名表示権」と著作物を勝手に変更、切除などの改変をされない権利である「同一性保持権」の3つがある。

著作権という言葉は人格権と財産権を合わせた広義な意味と、財産権だけを指す狭義な意味でも使われる。写真における財産権では印刷や複写、デジタル情報の蓄積といった「複製権」、公衆に直接映像を見せる「上映権」、未発表の原作品を展示する場合の「展示権」、インターネットなどの新しい技術を含めて送信手段を用いて見せる「公衆送信権」や、「二次的著作物の利用に関する原作者の権利」が関係してくる。写真家の創作は以上のような権利で守られているが、著作権の保護期間は著作者の死後50年となっている。



太字は主に写真家が関係する権利

著作権および著作隣接権の内容中()内は著作権法の条文を指定する

連載 著作権相談 case 1

福岡耕造氏 の場合

彼はどんな気持ちで シャッターを切ったのだろうか？

福岡耕造（APA正会員）（有）福岡耕造事務所

ここまで、やるか！

今から2年前に、私はある代理店の依頼で日本たばこ産業（JT）の「ピースライト」という商品のイメージビジュアルの撮影をした。

それは、バイオリンの演奏家が無人劇場の円形ステージで演奏に熱中している、全体の色は商品のイメージカラーである鮮やかな青を全面に押し出し

たものだった。会場探し、演奏家のオーディション、特殊照明の導入など、準備にもかなり時間をかけた。この広告は平成11年（'99）9月以降有力広告媒体の雑誌、交通広告、自動販売機など、かなりの露出度があり、私も毎週のようにこの広告を目にしていた。その約1年後、広告代理店の方から「あの広告を模倣したと思われる別の

広告がいくつかの雑誌に掲載されているので、今、先方に質問状を送っている。一度それを見ておいてほしい」と連絡があり、早速それを目にした。あまりの滑稽さにおもわず、笑ってしまった。ここまで、やるか！というのと同時にこれを撮った人はどんな気持ちだったのだろうか？と。

形式的な回答書

質問状は、双方の広告を示した上で酷似していることを指摘し、先方の広告主に対し、広告主の制作等への関与状態、広告制作者名、JT広告を知った上での掲載が、著作権に抵触するかどうか、今後の出稿などに関して回答を求めている。

しばらくして回答書がきた。

釈明は、に関して細かな日付を示して説明し、も明確に回答している。また、では即刻の出稿停止をしたと記されていた。しかし、に対しては知らなかった、に関しては見解を留保

福岡氏撮影の広告作品

この香りにふれて、高まっていく。

Peace SUPER LIGHTS

Peace LIGHTS

満ちてくる。味と香り

未成年者の喫煙は禁じられています。喫煙マナーをまもりましょう。
あなたの健康を損なうおそれがありますので喫いすぎに注意しましょう。

するものであった。回答書はこのように弁護士による形式的なものであった。結局それ以降の出稿を一切しないということで、JT側も納得した。広告代理店側としても、法的にこれ以上の追及は難しいということで、一段落ということだった。あとは、個人的な著作権の問題となってくる。広告代理店の方は、私が個人的に問い質したいのであればかまわないが、模倣を認めさせたりモラルを問い質すのは大変だろう、という見方だった。それでも何度か先方の広告代理店や制作者に電話をしたが、結局みんな責任を逃れ、まともに取り合ってくれなかった。

私だったらどうしただろう？

今回の事件で私は多くの疑問をもった。私たちがJTにプレゼンテーションし、制作した広告はまったくのオリジナルなのか？

これはADに確認したが大丈夫であった。プレゼンテーションでクライアントが決定した絵柄と、ほとんど同じものを撮影しなければいけないのか？

創造という言葉はなくなってしまったのか。

我々も知らず知らずのうちに誰かと同じような写真を撮ってはいないだろうか？

自分が逆の立場だったら撮影をしただろうか？

そしてなにより、我々の作品を模倣したかどうかは知らないが、あのような写真を撮らなければならなかったカメラマンは、どんな気持ちで撮影したのだろうか？



C O L U M N



知的財産はだれのもの

堀切保郎 APA知的所有権部副部長

読売新聞平成13年('01)8月31日にアレッ！と思う記事があった。

エイズ治療薬の高価格に悩んだブラジル政府が、エイズ禍を国家の非常事態と宣言し、特許権侵害を承知の上で「コピー薬」を製造すると決めたという記事だ。

中南米やアフリカの国々にとつてのエイズ対策は、知的財産権の保護に優先する問題で、国民を守るために今すぐでも安価な治療薬が必要なのだ。

一方、エイズ治療薬を開発し商品化したスイスやイギリスの大手製薬会社は、数千億円の開発費を投入して商品化した治療薬をコピーされてしまったら、資金の回収も利益も得られず、研究開発もできなくなると主張する。また、コピー薬の安易な使用によりウイルスが薬に対する抵抗力を持

つ懸念もあるという。

続報では、製薬会社側が40%の価格値下げに同意し、コピー薬の製造は当面回避されるであろうということだ。

記事の中でも指摘されているが、知的財産権は豊かな国でも貧しい国でも権利としては共通であろうが、権利を保護すると、豊かな国では治療が受けられるが貧しい国々では人々の苦しみは続くことになる。しかし、特許権侵害をすると製薬会社は利益を得にくくなり新薬開発が遅れる。このように知的財産の保護が必ずしも社会正義とはならないということだ。

我々の著作権保護活動も、情報の社会的共有の見地から、今一度、権利者と利用者という視点で考え直す時期にきているのではないだろうか。



Information

自分の写真が、突然ディスプレイに.....

インターネット上での写真の不正使用

堀切保郎 APA知的所有権部副部長

それは一本の電話から始まった

「私の写真がインターネットのあるウェブサイトで多数使われている」との怒りの電話だった。その写真家(APA正会員)から事情を聞くと、ある出版社の担当編集者が、サイト検索で自分の担当した女優の名を偶然に見つけたのでウェブサイトを開いてみたら、先生の写真が載っていたと知らせてきてくれたとのこと。

その写真をファックスしてもらったがアドレス(URL)がなく、どこにあったか不明。コンピュータの履歴を調べてくれと頼むが、これも不明。ここから不正使用写真の探索が始まり、その量の多さに驚かされることになった。ここでは誌面が限られているので、報告

だけにとどめておく。匿名サイトで使用されている写真は、ほとんど無断不正使用のものと考えてよい。インターネットの匿名性を悪用し、無法地帯と化していることは事実と認識せざるを得ない。そのデータ量は8×10インチの写真として使用することも可能なものであった。

犯人はどこにいる誰だ？

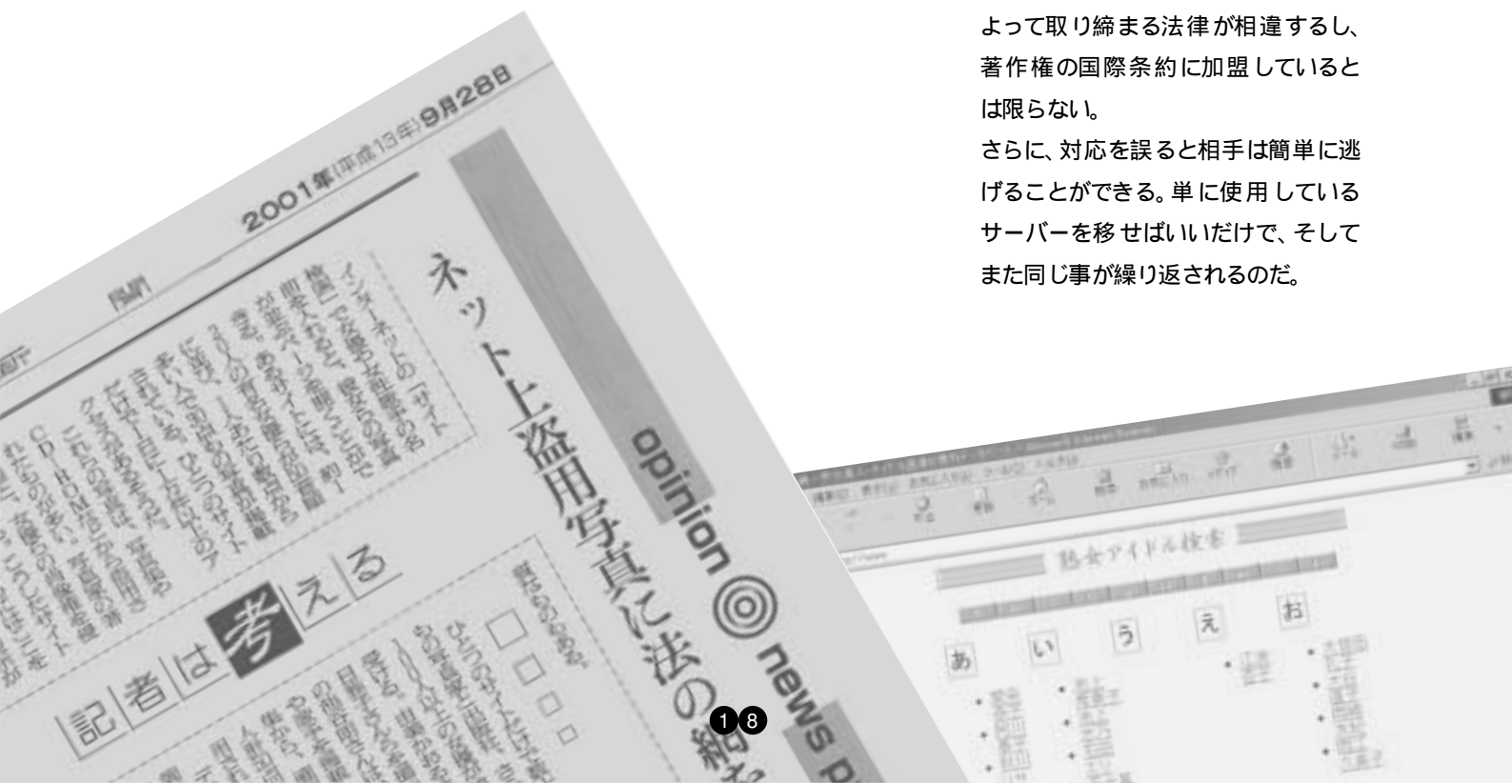
写真の無断使用は、著作者の人格・財産権を無視した行為であり、トリミングなどによって同一性保持権をも侵害し、また公衆送信権等の侵害でもある。写真集・雑誌等の出版物をスキャンして使用しているのであればなおさらのことだ。被写体の女優さんにとっては、肖像権の侵害ともなる。

早速調査を始めたが、一枚の写真を無数にあるウェブサイトから見つけ出すむずかしさは、時間と費用と根気の勝負だった。これはボランティアでは続けられない作業だ。

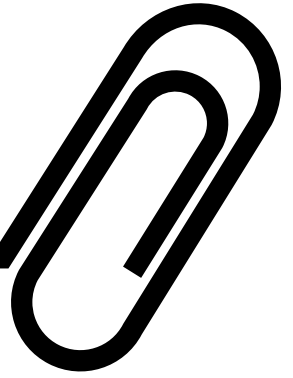
対応にはさまざまな問題点が存在する。それを整理してみると、第一に匿名であるため相手が分からないということがあげられる。周知のことだが、ISP(プロバイダー=インターネット接続業者)の利用規約には、使用者のプライバシー保護の見地から、裁判所や警察等の公的機関から法律に基づく正式な照会(捜査令状等)を受けた場合のみに限って情報を開示するが、通信の秘密に属する事項は開示しないと書かれている。これによって相手を特定することが難しい。

次に、相手を使用しているサーバー(ネット上に情報を流すコンピュータ)を特定できても、それが日本にあるとは限らない点だ。不正なサーバーは海外に設置されていることが多く、国によって取り締まる法律が相違するし、著作権の国際条約に加盟しているとは限らない。

さらに、対応を誤ると相手は簡単に逃げるができる。単に使用しているサーバーを移せばいいだけで、そしてまた同じ事が繰り返されるのだ。



Clipping



世論は法的整備へと向かっている

APAの知的所有権部では警視庁へ相談に行き、問題点等について協議している。

それによると、現行法で取り締まるとしても、明らかな違法行為が行われていることは認識しているとのことだ。だが、現行法を継ぎ合わせての捜査には限界があり、ネット上での移動も早く実効性があがっていないのが現在の状況だ。

警視庁の正式なコメントではないが、問題事例を多数集めて新しい法律問

題として提起してはどうかとの話題もあがった。このように、短時間で違法性を立証しなければ起訴すらできないのが実態だといえる。知的所有権部では今後も関係諸機関と連携しながら問題の解決に当たる意向だ。

また問題を広く告知するため、朝日新聞の取材を受け、平成13年('01)9月28日付の「ネット上盗用写真に法の網を」という記事となった。

この問題は、個人やボランティアの範囲を越えており、ネット上の不正行為に対しては公的な機関で対応することを検討する時期ではないかと、この

記事の中でも指摘されている。また法的整備を早急に行わなければ、違法行為が続くことになるとも。

「私の写真が不正使用されているのであれば、他人事である」は通用しない。著作権保護から始まった著作権の基本理念のひとつは、他人の知的財産を勝手に使うなどということだ。自分には関係ないと思っていると、ある日突然、あなたの写真がディスプレイに表れることになるかもしれない。



無視は通用しない肖像権

柳澤俊次 APA知的所有権部部長

APA著作権相談室には、肖像権についての相談が持ち込まれることがある。直接著作権とは関係がないのだが、写真家には昔から縁の深いものだ。

「アイコラ」をご存じだろうか。アイドルの顔とヌードを合成したアイドルコラージュの略称で、コンピュータの普及とこの流行には密接な関係がある。その手の雑誌はコンビニなどでバカ売れし、インターネットではアイコラが瞬時に伝達されるという、いまだかつてない肖像権の侵害が起こっているのだ。深刻なのは素人が作り手であり受け手であることで、タブーが一気に崩れた。

そして世の中で肖像権が話題になるにつれ、一般の人でも海外にならって権利を主張する傾向がでてきた。日本で

は、肖像権は特定の法律ではなく裁判所が判例などで認めてきた権利で、プライバシーに関する人格権とパブリシティに関する財産権の2つに依っている。現在は、個人の尊重を謳った憲

法13条といくつかの民法が支えているが、財産権については立法化の動きがある。トラブルに巻き込まれないためには事前に許諾を得るしかない。それは人だけでなく建物にもいえることで、スナップ作品はもう撮れないという嘆きが聞こえてきそうだ。



はっきりしない 日本人 < 契約 >

知財まもる

島国のよき習慣と言えは聞こえはいいが、「意思表示がはっきりしない日本人」と外国人によくいわれるわれわれは、国際化時代に遅れをとることは必至である。「はっきりさせない」のが日本人の美德などといっている時代ではないのだ。

知的所有権部に持ち込まれる、または相談されるモメゴトの多くは「はっきりさせない」というのはなだ日本人的な習慣から発生したものだ。最初に、契約のケイの字すら頭になく、モメゴトを作る原因になっている。

契約なんて難しいと思う事なかれた

だ単に「話し」をするだけでもいいのだ「著作権は写真家にあるのだよね」と。「広告主や、代理店、雑誌社、印刷会社」が勝手にいろいろに使用している」との訴えが多くある。



広告写真、エディトリアル写真、写真館の写真、さらには子供が撮った写真であろう写真撮った「人」に著作権はあるのだ。

しかも著作権は売れる、譲渡できるの

である。財産として売り買いできる「物」なのである。広告主、代理店、制作会社、雑誌社のみならず、CD、ADにも一般人にだって譲渡できるのである。当然財産であるから相続もできるのだ(著作権=無体財産権 死後50年間権利がある)

写真家が写真原稿を渡すときに、著作権者が自分であることを意思表示しない場合が多数である。写真撮影料金を支払う者が、著作権料まで含めてお金を払ったと思えば、当然支払い者は著作権は自分にあり、自由に使えると主張することもありなのだ。当初目的の使用範囲をはっきり決め、著作権(者)は写真家にあると宣言し仕事をするのがモメない第一歩なのだ。



著作権相談室の ご案内

APAでは平成10年('98)年から担当弁護士による著作権の相談窓口を開設しています。

ほとんどの場合、口約束だけで仕事を始める事が多い私たちは、契約書を交わす習慣が余りないので、ビジネス・トラブルや知的所有権の侵害に知らぬ間に会うことがあります。またマルチメディアの発展でインターネット上での知的所有権の侵害や無断使用、その他、数多くの新しい問題も起こっています。これらは著作権思想の普及や啓蒙がまだ足りない結果といえますが、著作権者である私たちの無知も原因のひとつです。

私たちはすでに、何件かの相談を解決してきました。トラブルでお悩みの方、著作権について知りたい方はぜひご相談ください。

インフォメーション

- ・相談日 毎月第4火曜日(変更になる場合があります)
- ・場所 APA事務局(2F APAルーム)
- ・利用資格 APA会員に限る
- ・相談料 無料
- ・担当 三戸岡耕二(担当弁護士)
柳澤俊次(部長)
堀切保郎(副部長)
石田研二(業務委員)
小杉俊幸(業務委員)

利用方法

- ・相談内容を文書にて事前にAPA事務局に提出(書式自由 連絡先は欄外を参照)
- ・内容精査の上相談日を決定し通知
- ・相談日に個別面談を実施
- ・急を要する件については電話にて対応
- ・調査費用や訴訟その他の費用など別途発生するものは相談者負担



国際デジタルフォト シンポジウムテキスト ブック販売



1冊 2000円(税込・送料別)

APAでは平成12年('00)に行われた国際デジタルフォトシンポジウムのテキストを販売しております。本書は、写真に関する著作権法の再確認から、著作権保護技術の動向、著作権制度の未来像など多岐にわたる内容で構成されています。

ご購入を希望される方は、官製はがきに数量・住所・氏名・TEL番号・FAX番号をお書きの上、APA事務局までお送りください。確認後こちらからご連絡いたします。品切れの際はあしからずご了承ください。

APA事務局
〒104-0045
東京都中央区築地2-11-3
ヒロシゲビル4F